

入所施設からの地域移行について

令和 6 年度から令和 8 年度の障がい者支援計画の進捗報告①

～目次～

- Page 1 はじめに
- Page 2 入所施設からの地域移行～施策の方向性～
- Page 3 入所施設からの地域移行に向けた取組について
- Page 4 取組 「強度行動障がい者のグループホーム移行促進事業」
- Page 5 取組 「施設入所者地域生活移行促進事業」
- Page 6 取組 （新）強度行動障がいへの対応
- Page 8 施策の目標
- Page 9 参考資料 計画抜粋（p68-p72）

大阪市福祉局障がい者施策部

令和6年度から令和8年度の障がい者支援計画の進捗報告について

- ・ 令和5年度の大阪市障がい者施策推進協議会（以下、「協議会」という。）計画策定・推進部会において、「計画策定に関する議論を3年ごとに行っているが、具体的にどのような施策の推進につながっているかわかりにくい」とのご意見があった

→ 施策の推進状況を明らかにできるよう、計画の進捗報告を工夫する必要がある

- ・ これまでの進捗報告は、計画の記載内容ごとに個別の取組の実施状況を報告するものとなっていた

→ 個別の取組がどのように進んでいるか具体的に確認できる反面、施策全体の推進状況についてはわかりにくいという面があった



令和6年度以降は、今回ご報告させていただく「入所施設からの地域移行」など、計画策定時に議論のあった施策をテーマとして取り上げ、テーマごとに取組の実施状況等を報告することにより本市施策の推進状況を明らかにするとともに、より議論いただきやすくなるよう工夫する

<参考> 取り上げるテーマ（例）

- | | | |
|-------------------------|-----------------------|-----------|
| ① 入所施設からの地域移行 | ② 精神科病院からの地域移行 | ③ 就労支援の充実 |
| ④ 関係部署等との連携による効果的な施策の推進 | ⑤ 障がい理解に基づいた施策の全庁的な推進 | |

入所施設からの地域移行～施策の方向性～

大阪市障がい者支援計画に記載した施策の方向性

(1) 施設入所者の地域生活への移行に向けた働きかけ

施設入所者の地域生活への移行が促進するよう、入所施設と連携して入所者や家族の支援に取り組むとともに、関係機関の理解促進に努めます。

ア 施設入所者への支援 イ 家族への支援 ウ 地域移行に関する啓発

(2) 地域生活への移行を支援する仕組みづくり

施設入所者が安心して地域生活に移行できるよう、関係機関の連携強化や研修に取り組むとともに、地域移行支援の制度や事業報酬の見直しを国に働きかけます。

ア 入所施設と相談支援事業者の連携の強化 イ 地域移行支援の推進 ウ 相談支援事業者の量的・質的な確保
エ 障がい児入所施設に入所している18歳を迎える児童に対する取組

(3) 地域で暮らすための受け皿づくり

地域で安心して暮らし続けられるよう、各種サービスの確保に努めるとともに、様々な関係機関によるネットワークの構築を図り、切れ目のない支援体制づくりに取り組みます。

ア 地域での受け皿の確保 イ 地域生活支援に向けたネットワークの構築
ウ 地域における相談支援体制の充実 エ より手厚い支援が求められる人への支援
オ 地域生活を続けるための支援

入所施設からの地域移行の促進に向けた取組について

施策の方向性を踏まえ、入所施設からの地域移行の促進に向けた取組を進める。

地域移行の促進に向けた取組は、入所施設や地域など多面的な要素を含む総合的な取組であり、各領域の取組の相互連携により進めることが重要。

地域

地域で生活できる環境づくり



- 地域生活支援拠点の拡充
- グループホームの整備

「強度行動障がい者のグループホーム移行促進事業」

自立支援
協議会

強度行動障がいへの対応

- 実態調査の実施を踏まえた検討（大阪府と連携、R8予定）
- 事業者の対応力向上

指導的立場の事業者の確立

地域の事業者間の連携強化（自立支援協議会の活用）



「集中的支援体制および地域の事業者における支援ネットワークの構築」

本人・家族

「親なき後への支援」につなげる取組

- 施設待機状況の把握・分析
- 手帳更新時に支援につなぐしくみの検討



（３）地域で暮らすための受け皿づくり

（２）地域生活への移行を支援する仕組みづくり

施設

障がい者支援施設への働きかけ

- 地域移行に関する理解促進の取組
- 行政と施設の協働による「施設が担う機能等」の整理
 - ・地域における入所施設の役割や機能の検討
 - 入所定員に関する検討



長期入所者への働きかけ

- 地域生活のイメージづくり

「施設入所者地域生活移行促進事業」

- ピアサポート、経験者の声
- 家族への啓発

（１）施設入所者の地域生活への移行に向けた働きかけ

●「強度行動障がい者のグループホーム移行促進事業」について

令和2年度～

取組（１）グループホーム入居前から入居後の安定するまでの期間の取り組みに対する支援

強度行動障がい者を受け入れるグループホームに対して、受入れに向けての調整や受入れ後のグループホームでの生活が安定するまでの間の集中支援等を実施。

ア 入居前支援（グループホームへの入居に係る様々な調整、支援） 業務内容

- ・利用者への面談、家族等への聴き取り
- ・住宅物件の確保、住宅改造の内容の検討
- ・日中活動場所の確保 ・家主、近隣への挨拶
- ・体験入居中の支援 等

イ 入居後支援（移行後～安定期までの支援） 業務内容

- ・日中支援（日中活動による外出を除く）
- ・夜間支援

取組（２）強度行動障がい者に対応した住宅改造に係る経費の補助

強度行動障がい者を受け入れるグループホームに対して、個々の障がい特性に対応するための住宅改造に係る経費の補助を実施。

<改造例>

- ・防音のため二重窓に変更
- ・壁材を衝撃吸収材に変更 等

《（２）の実績》

○令和5年度 利用1件（1名受け入れ）

※令和6年度 利用見込み

上半期 1件（2名受け入れ）

下半期 2件（予定）（2名と3名受け入れ）

《（１）の実績》

○令和5年度 利用者2名

入居前支援 1人（16日利用）

入居後支援 2人（90日利用）

※1名の利用者は入居前支援後グループホームに入居し、入居後支援を活用した

※令和6年度の利用者0名（8月末時点）

令和6年9月13日開催した協議会において本取組報告に關していただいた委員からのご意見

「本来は積極的に活用して欲しい事業。ほとんど使われていないと思うので、相談支援事業所や施設に啓発、情報提供していただきたい。」

●「施設入所者地域生活移行促進事業」について

令和4年度～

【目的】

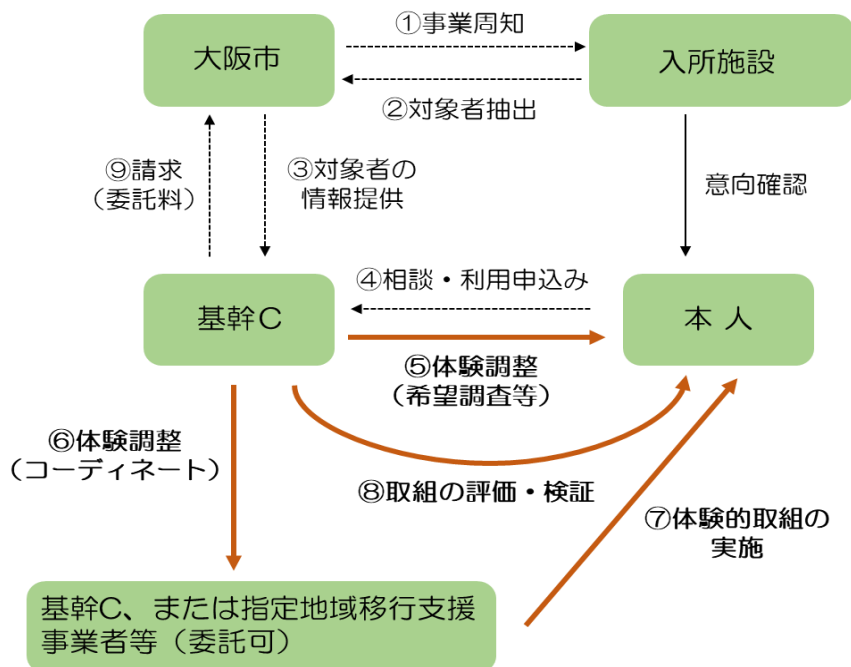
計画的な外出支援を通じて地域生活体験の機会を提供し、障がい者支援施設からの地域移行の促進を図る

【事業概要】

- (1) 地域生活の体験に係るプログラム策定及び調整等
 - ・障がい状況の把握、具体的なプログラムの策定、指定一般相談支援事業所等との連絡調整等
- (2) 地域生活の体験に係る支援等
 - ・体験先の紹介、外出時の同行等地域生活の体験を実施するに当たり必要となる介助・付添いによる見守り等
- (3) 地域生活の体験に係る取組の検証等
 - ・支援内容の総括、今後の取組の検討等

【実施期間】

原則、6か月間の範囲において、1月当たり24時間を限度する。



【令和5年度の実績：1件】（利用者：50代女性）

- ・施設生活が長く、「行きたい場所」や「やりたいこと」の具体的なイメージが無かったため、まずは外出して楽しく過ごす事をはじめの一步としてプログラムを策定。
- ・本人の希望（買い物・外食・映画・飲食等）を中心に外出体験を実施し、これまで知らなかった事を知るきっかけになったり、自分の意思で決める（選択する）経験を積み重ねることができた。
- ・回を重ねるごとに本人の興味も広がっていったことから、地域移行支援を利用して、グループホームへの入所準備等を進めることが有効であると判断したため、本事業は終了として、現在地域移行支援の利用調整を行っている。

※令和6年度は2件の申請受付中（8月末現在）

（新）強度行動障がいへの対応（1/2）

●「集中的支援体制および地域の事業者における支援ネットワークの構築」について

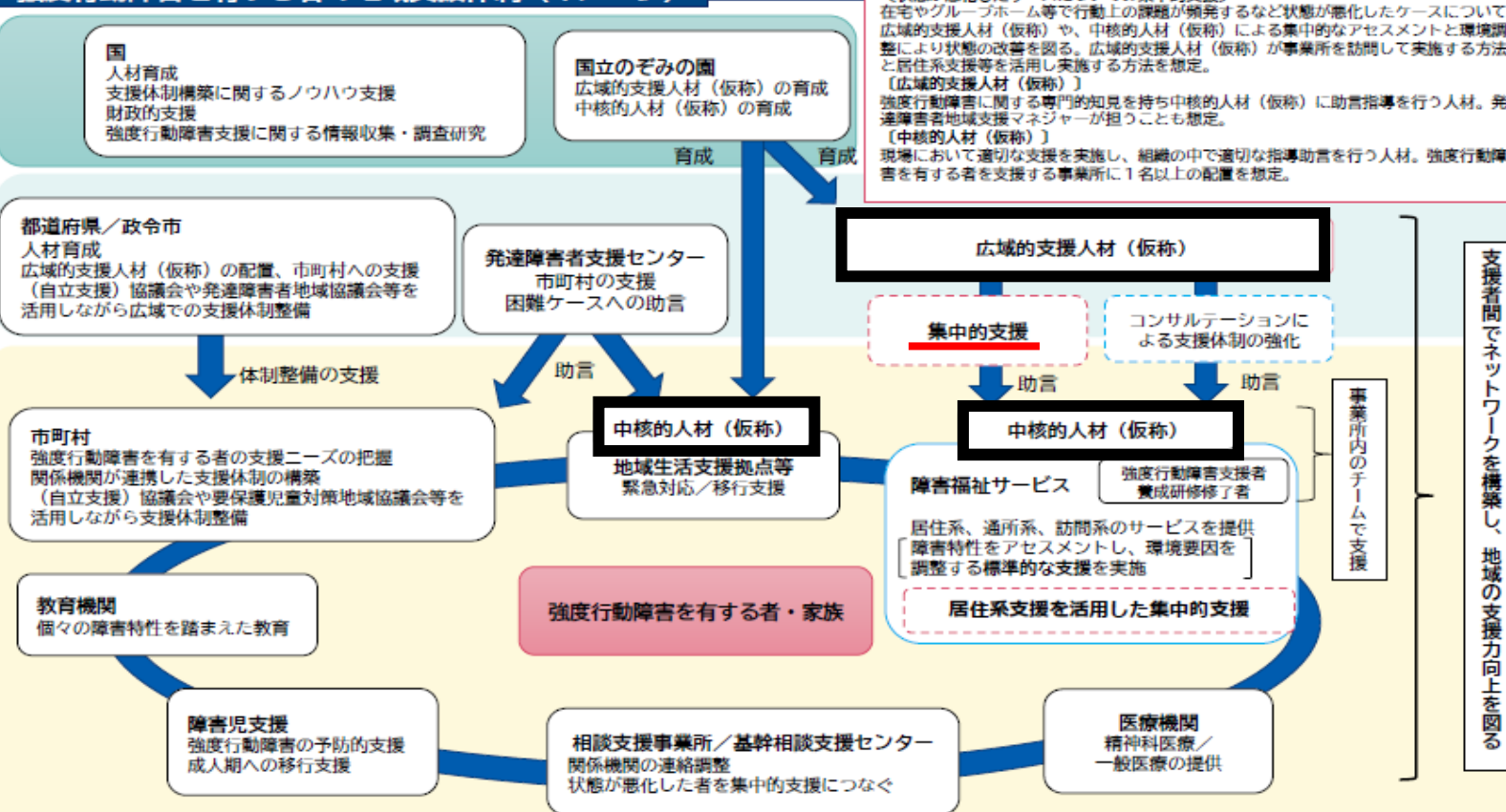
令和6年度に創設された「集中的支援加算」*を活用した地域における支援体制およびネットワークの構築を進め、支援者間の連携強化および支援力向上をめざす

* 集中的支援加算の概要

状態の悪化した強度行動障がある利用者を支援する事業所等に対して、高度な専門性を有する「広域的支援人材」が集中的に訪問やアセスメントを通じて、有効な支援方法の整理や環境調整を進めた場合に評価

第8回強度行動障害を有する者の地域 支援体制に関する検討会	
令和5年3月23日	参考資料1

強度行動障害を有する者の地域支援体制（イメージ）



広域的支援人材による支援スキーム

国立のぞみの園が広域的支援人材を育成

都道府県、政令市が広域的支援人材
を選定、名簿を整備

広域的支援人材が、地域の事業所等に対して、強度行動障がいのある利用者への支援について必要な支援を実施

(支援を受けた事業所等は、「集中的支援加算」の算定により広域的支援人材へ報酬を支払う)

中核的人材について

国立のぞみの園の研修を受講。
 強度行動障がいに対する専門的な支援を身につけ、地域の事業所等において利用者に対して支援を実践し、地域における支援の中心的役割を担う

●「集中的支援体制および地域の事業者における支援ネットワークの構築」について (今後の方向性)

広域的支援人材および中核的人材を中心とした地域における支援体制およびネットワークの構築に取り組む

集中的支援体制の整備

- ・大阪府と協働し、広域的支援人材の選定および名簿整備を実施
- ・集中的支援における具体的な支援内容等の整理を行い、地域における事業所等への支援スキームを確立
- ・強度行動障がいのある利用者を支援する事業所等に対して、広域的支援人材が集中的に支援を行うことにより適切な支援の提供につなげるとともに、地域における支援力の向上を図る

中核的人材の育成・確保

- ・受講者数が限定されている育成研修について、大阪府との協議等を通じて受講枠を確保
- ・中核的人材を配置する事業者等の市域における増加を図る

中核的人材を中心とした地域の支援ネットワークの構築

- ・中核的人材を配置する事業所等は、地域生活支援拠点等の登録事業者となり、
 - ・緊急時の相談や受入、対応
 - ・地域移行支援や親元からの自立等にあたっての体験の機会や場の提供
 - ・地域における連携体制の構築や専門的人材の確保・育成などの役割を担い、地域における強度行動障がい者への支援の中心的な役割を担うことを基本とする
- ・中核的人材を配置する事業所等は、区自立支援協議会に参画し、
地域における支援ネットワークの構築に向けた中心的な役割を担う

R7年度以降、モデル実施を開始

施策の目標

◇入所施設からの地域移行における成果目標（最終）は、福祉計画で定めている（地域移行者数や施設入所者数）

【障がい福祉計画における「福祉施設の入所者の地域生活への移行」の成果目標（計画書p136）】

① 地域移行者数

【76人】（2023（令和5）年度から2026（令和8）年度の4年間）

② 施設入所者数

1,261人（2022（令和4）年度末）→ 1,197人（2026（令和8）年度末）【64人の減】

福祉計画で定めている数値目標に加え、

利用者の意向や障がい状況に応じた働きかけができているか、地域生活の継続に向けた支援が実施できているか等
地域移行のプロセスや、移行後の支援等に着眼した目標をあらたに設定し、
地域移行にかかる施策の推進状況について、よりきめ細やかにとらえることができるよう取り組む



- ・ 地域移行についての働きかけが適切にできているかを確認するための指標
- ・ 地域で暮らすための受け皿の確保が進んでいるかを確認するための指標
- ・ 地域生活の継続にかかる支援が進んでいるかを確認するための指標 など

施策の方向性

(1) 施設入所者の地域生活への移行に向けた働きかけ

施設入所者の地域生活への移行が促進するよう、入所施設と連携して入所者や家族の支援に取り組むとともに、関係機関の理解促進に努めます。

ア 施設入所者への支援

- 施設職員や計画相談支援事業者などによる入所者への支援においては、障がいの状況にとらわれずに地域移行に向けた検討を行い、適切なアセスメントのもと、個々の入所者の状況や意向に応じた働きかけを行うことができるよう取り組みます。
- 地域移行の推進に向け、入所施設等と連携し、本人の意向を十分に尊重しながら、地域生活の不安軽減に向けた情報提供等に取り組めます。また、必要に応じ、入所施設から地域生活へ移行した障がい当事者の助言やアドバイスを活用するなどにより、地域生活への不安解消に取り組めます。
- 入所施設において行われている定期的な外出や地域との交流等については、入所者の地域移行にも資する取組であることから、引き続き積極的な取組が進められるよう働きかけます。

イ 家族への支援

- 地域移行についての不安やこれまでの負担感に配慮し、入所施設や相談支援事業所などの関係機関が役割分担を行いながら、家族の気持ちにも寄り添った支援を行う仕組みづくりに取り組みます。
- 地域の社会資源や福祉サービスなどの最新の情報や、すでに自立生活している障がいのある人の生活の様子を伝えることにより、地域生活の具体的なイメージづくりに努めます。

ウ 地域移行に関する啓発

- 地域の関係機関が共通認識をもって地域移行の取組を進めることができるよう、区地域自立支援協議会等を活用して、入所施設をはじめ、サービス提供事業者や相談支援事業者などの関係機関の協働や、意識の醸成に努めます。
- 地域住民が共生社会についての理解を深めることができるよう、啓発活動等に取り組むことにより、施設からの地域移行の促進につなげます。

(2) 地域生活への移行を支援する仕組みづくり

施設入所者が安心して地域生活に移行できるよう、関係機関の連携強化や研修に取り組むとともに、地域移行支援の制度や事業報酬の見直しを国に働きかけます。

ア 入所施設と相談支援事業者の連携の強化

- 入所施設と相談支援事業者が、入所者のニーズや状態像を的確に把握・共有しながら、連携して地域移行に向けた支援を行うことができるよう、必要に応じて、区障がい者基幹相談支援センターがコーディネートを行い、入所施設と相談支援事業者の連携の強化を図ります。

イ 地域移行支援の推進

- 地域移行支援については、体験的な外出や地域生活の場の見学、障がい当事者との交流、体験宿泊等を通じて、地域生活への移行を進める支援であり、適切かつ効果的な利用につながるよう取り組みます。
- 地域移行支援の利用につながる前の段階においては、入所者の地域生活に関するイメージづくりを支援することが重要であることから、計画的な地域への外出など、体験の機会等を提供することにより、地域移行支援の利用へつなげる仕組みの構築に取り組めます。

- ・入所施設が遠方にある場合等においては、訪問に時間がかかることや交通費が利用者の負担となること、また障がい福祉サービスの体験利用についても制限があることから、地域移行支援事業者の市外施設訪問にかかる交通費にかかる負担軽減策を講じるとともに、適切な支援が行えるよう、国に制度や報酬の見直しなどの必要な改善について働きかけます。

ウ 相談支援事業者の量的・質的な確保

- ・地域移行支援の利用が促進されるよう、相談支援事業者の量的・質的な確保に努めます。とりわけ、地域移行支援は、利用者が望む暮らし方をつくりあげる支援であることを踏まえ、地域移行が適切に進められるよう、相談支援事業者に対する研修に取り組みます。

エ 障がい児入所施設に入所している18歳を迎える児童に対する取組

- ・障がい児入所施設に入所している18歳を迎える児童が、円滑に地域生活に移行できるよう協議の場（障がい児移行支援調整会議）を設け関係機関が連携するとともに、障がい児入所施設の入所者が適切な場所で適切な支援を受けることができるよう、必要な支援のあり方について検討し、支援体制の充実を図ります。

(3) 地域で暮らすための受け皿づくり

地域で安心して暮らし続けられるよう、各種サービスの確保に努めるとともに、様々な関係機関によるネットワークの構築を図り、切れ目のない支援体制づくりに取り組みます。

ア 地域での受け皿の確保

- ・地域生活への移行を促進し、住み慣れた地域で生活し続けるためには、地域生活を支えるグループホーム等の住まいの場の確保や、日中活動の場や居宅介護等の各種サービスを提供する支援体制が必要となることから、地域における受け皿の十分な確保に努めます。

- ・特に、住まいの場として重要な役割を担うグループホームの確保に向けて、整備助成事業や市営住宅の活用を行うとともに、国に対して制度の見直し等を要望し、整備促進に努めます。また、一人暮らしを希望する人に対しては入居契約手続等の支援に努めます。
- ・地域生活支援拠点等の充実などを通じて、相談支援事業所をはじめ、地域の関係機関が連携して面的に支援する体制づくりを進めます。
- ・居宅介護、重度訪問介護、同行援護や行動援護等の訪問系サービス、生活介護等の日中活動系サービス等については、必要なサービスが確保できるよう、国に対して制度の見直しや十分な財源が確保できるよう要望していきます。
- ・地域で共に住民として生活することができる社会の実現に向け、市民の理解を深めるための啓発・広報活動の推進に取り組みます。

イ 地域生活の支援に向けたネットワークの構築

- ・地域移行後の生活を継続的に支えていくためには、各種サービス提供事業者等の関係機関が連携して支援を行うことが重要であることから、区障がい者基幹相談支援センターと区保健福祉センターが、区地域自立支援協議会の活動などを通じて、地域の事業所やさまざまな関係機関等によるネットワークの構築を図り、切れ目のない支援体制づくりに取り組みます。

ウ 地域における相談支援体制の充実

- ・地域において安心して生活が継続できるよう、常時の連絡体制を確保して緊急時の相談等の対応を行う地域定着支援の利用促進に努めます。
- ・地域移行後に一人暮らしを希望する人に対し、定期的な巡回訪問や随時の対応を行う自立生活援助の円滑な実施に努めます。

エ より手厚い支援が求められる人への支援

- ・ 行動障がいや重度の重複障がい等のある人にも対応した地域生活支援の体制を構築していくために、行動障がい・重度障がいのある人の受入れに必要なグループホームの整備助成事業や強度行動障がいのある人のグループホームへの移行に向けた入居前後支援、専門分野別の研修に取り組み、支援体制の充実を図ります。
- ・ また、矯正施設等を退所した人に対する支援について、区障がい者基幹相談支援センターや地域生活定着支援センター等と連携して対応を進めていきます。

オ 地域生活を続けるための支援

- ・ 地域移行を進める一方で、新たに施設へ入所される人もおられることから、施設入所が真に必要な人への支援となるよう、可能な限り地域での生活継続に向けて支援することを基本とし、区障がい者基幹相談支援センターが中心となり、区保健福祉センターと地域の事業所等が連携して、生活の状況や家族の思いなども丁寧に聴きながら、地域での生活を支える各種サービスにつなげていけるような仕組みを構築します。
- ・ 障がい者支援施設について、これまで蓄積してきたノウハウや専門性を踏まえ、今後、障がいのある人や家族の地域生活を支える存在として、どのような役割や機能を担っていくか、今後、障がい者支援施設とともに検討を進めていきます。